

「神戸市立箕谷小学校いじめ防止・対策基本方針」

本校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「進んで学び、心豊かに、たくましく生きる子どもの育成」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するべく、基本的な方針（以下箕谷小基本方針）というを策定する。

平成26年4月 神戸市立箕谷小学校

平成28年3月 改訂

平成29年3月 改訂

平成30年5月 改訂

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は箕谷小基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進める。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

2. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年）によるいじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめに対する基本認識

いじめ対策では、「未然防止」「早期発見」「早期対応」が大きな柱となる。以下のいじめについての基本認識を本校教職員だけではなく、保護者、地域が共有することがいじめ対策の根幹である。

○「いじめ」の基本認識

- ・いじめは人権を侵害する決して許されない行為である。
- ・いじめはどの子供にも、どの学校でもおこりうるものであり、命に係わる事もある問題である。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと共に、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合もある。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察等して確認する。
- ・ネットへの悪口の書き込みなど、被害児童が気が付いていない場合も加害行為を行った児童に対する適切な対応が必要である。
- ・学校における最大の教育環境は教職員である。今後も児童一人一人を大切にしている意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が児童に大きな影響を持つ。

(1) 未然防止

いじめ問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。児童をいじめに向かわせる背景には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが児童の心に潜んでいることが少なくない。箕谷小学校では、学級担任を中心に、学級の中で児童同士が互いに認め合い助け合う仲間づくりを進め、命と人権に対する認識を高めると同時に、児童の中に「自尊感情」「自己有用感」を育て一人一人の児童の自己実現につながるような教育活動を展開していく。

<重点実践項目>

- ①児童一人一人に互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心を育む。
- ②いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童の育成に努める。
- ③いじめられている児童やいじめについて訴え出た児童は、学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日ごろから言葉と態度で示していく。
- ④豊かな体験を通した心の教育と、温かい集団作りを進めていく。
- ⑤規範意識を身につけ、自浄力を持つ児童集団を育成していく。
- ⑥PTAを始め、青少協・児童館・中学校等の地域との連携を深めていく。
- ⑦状況に応じて、北部サポートセンター・学びの支援センター・子ども家庭センター等の関係機関との連携を進める。

<箕谷小学校いじめ防止・対策委員会>

○構成メンバー

・校長・教頭・主幹教諭・学年世話係・生徒指導係・養護教諭（特別支援コーディネーター）

※「いじめ」事案発生時は当該学級の担任とSC（スクールカウンセラー）、場合によりSSW（スクールソーシャルワーカー）が加わる。

○役割

- ・本校のいじめ防止・いじめ対策の基本方針を決定する。
- ・本校教職員の「いじめ認知能力」と「対応能力」を高める研修を計画・実践する。
- ・いじめ発生時の対策を協議、全教職員で迅速、的確な対応がとれるように中核となって対応を進める。

(2) 早期発見

冒頭記述したように、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうる」という認識を全ての教職員が強く持ち、一人一人の児童の様子を感覚鋭く観察することが重要である。「児童や保護者からの訴えがあってからでは遅い。」という危機意識をもち続けること、平素から、児童との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていくことに全力を傾注しなければならない。

<重点実施項目>

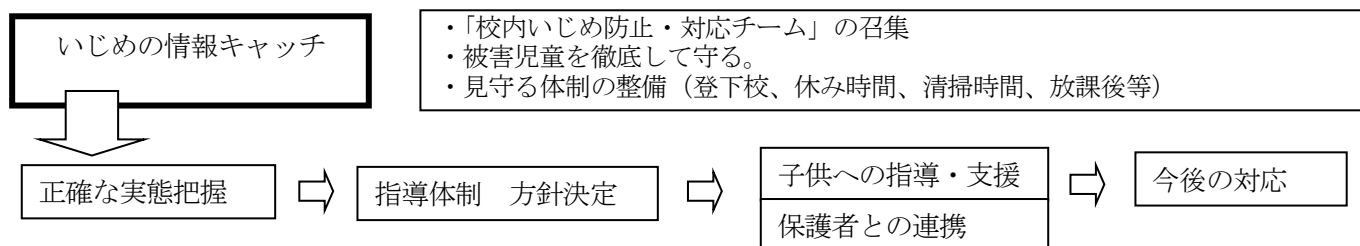
- ①平素から児童の生活実態をきめ細かく把握し、いじめのサインを見逃さないように注意する。
- ②児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努め、深い信頼関係を築く。
- ③学期に1度、本校独自の「学校生活アンケート」を実施し「いじめ事案」の有無を確認すると共に一人一人の児童の学習や学校生活に対する意識を的確に把握する。

- ④保護者との連絡を密にし、児童の微細な変化についての情報を共有し、連携しながら対応していく。
- ⑤SCや養護教員と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ⑥いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取り組みを計画実施する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	学級・学級集団作り 力のつく授業											
			いじめ防止授業	あいさつ運動					あいさつ運動 人権週間			あいさつ運動
早期発見			アンケート	教育相談				アンケート	教育相談		アンケート	教育相談
対応チーム		職員研修		取組評価				職員研修	取組評価		教育評価	新年度計画

(3) 早期対応

いじめの兆候を察知したときは、上記の「箕谷小学校いじめ対策委員会」を召集、以下の対策を迅速かつ丁寧に行う。



① 「いじめ対応チーム」による正確な実態把握

- ・「いじめ対応チーム」は校長、教頭、当該学級の担任、当該学年の世話係、生徒指導担当、養護教諭（特別支援コーディネーター）で組織する。
- ・当事者双方、周りの児童たちから聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有、いじめの全体像を正確に把握する。

② 「いじめ対策委員会」で当該事案の指導体制と対策方針を決定する。

- ・指導の方針を明確にし、全職員体制を構築する。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

③ 保護者と連携しながら児童への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた児童を保護し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど心配や不安を取り除く。
- ・いじめた側の児童には、適切な指導を十分行うことで「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をしっかりとらせる。
- ・担任、学年世話係、生徒指導担当は当該事案を当事者同士の問題とするのではなく、学級全体、学

- 年全体の問題として児童に自分たちの問題としてしっかり話し合わせることで再発防止につなげる。
- ・保護者に迅速に正確な情報と学校の対応を伝え、密に連携しながら対応を進めていく。
 - ・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続して行う。
- ④再発防止に向けた対応を行う。
- ・教育相談、生活アンケート、日記などを活用し状況把握に努める。
 - ・全教職員で今回の事案を検証し、再発防止・未然防止に向けて日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立ていじめのない学校づくりへの取組を強化する。

4. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ①職員研修でインターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握する。
- ②関係機関との協働で児童向けの情報モラル教育を実施すると共に、保護者・地域への啓発を行う。
- ③PTA との連携によるパソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼する。

(2) 早期発見

- ①インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図ると共に、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

5. 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会事務局に報告する。
- ②教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。
- ③事実関係を詳細に把握し、速やかに調査委員会に報告する。
- ④いじめを受けた児童やその保護者に対しての説明責任があることを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係をいじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。同時にいじめを加えた側の児童、保護者に対しても同様とする。

6. その他

本基本方針は、「箕谷小学校いじめ防止・対策委員会」によって適宜見直し、必要があると認められる場合は改訂する。